

事 務 連 絡

平成 3 0 年 9 月 7 日

公立学校共済組合本部事務局 御中

文部科学省初等中等教育局財務課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害及び平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い、総務省自治行政局公務員部福利課から別紙のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴共済組合におかれましても適切に対応いただきますよう
よろしく申し上げます。

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 7 日

警察庁長官官房給与厚生課 } 御中
文部科学省初等中等教育局財務課 }

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合に対して通知したので、参考までに通知します。

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 7 日

地方職員共済組合
（地共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

災害により被災した組合員等に係る一部負担金等の取扱いについて

災害により被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理について、あらためて周知しますので、下記により適切に対応するようよろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、災害その他の特別の事情がある組合員等に対し、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 57 条の 2 及び第 59 条の 2 の規定に基づき、共済組合（以下「組合」という。）の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 18 年 9 月 29 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

4 その他

上記1の措置を講ずる場合については、被災組合員等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記2について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

総行福第313号
平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当した事」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除

く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受けるときに組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

事務連絡
平成30年9月6日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、あらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。



平成 30 年 9 月 1 日
内閣府（防災担当）

平成30年8月30日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山形県は 1 市 3 町 3 村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【山形県】 新庄市 （しんじょうし） 最上郡 最上町 （もがみぐん もがみまち） 最上郡 舟形町 （もがみぐん ふながたまち） 最上郡 真室川町 （もがみぐん まむろがわまち） 最上郡 大蔵村 （もがみぐん おおくらむら） 最上郡 鮭川村 （もがみぐん さげがわむら） 最上郡 戸沢村 （もがみぐん とざわむら）	8 月 31 日	平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、堀田、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。



平成 30 年 9 月 6 日
内閣府（防災担当）

平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る 災害救助法の適用について【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 179 市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【北海道】 札幌市 （さっぽろし） 函館市 （はこだてし） 小樽市 （おたるし） 旭川市 （あさひかわし） 室蘭市 （むろらんし） 釧路市 （くしろし） 帯広市 （おびひろし） 北見市 （きたみし） 夕張市 （ゆうばりし） 岩見沢市 （いわみざわし） 網走市 （あばしりし） 留萌市 （るもいし）	9 月 6 日	北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
苫小牧市 (とまこまいし) 稚内市 (わかかないし) 美唄市 (びばいし) 芦別市 (あしべつし) 江別市 (えべつし) 赤平市 (あかびらし) 紋別市 (もんべつし) 士別市 (しべつし) 名寄市 (なよろし) 三笠市 (みかさし) 根室市 (ねむろし) 千歳市 (ちとせし) 滝川市 (たきかわし) 砂川市 (すながわし) 歌志内市 (うたしないし) 深川市 (ふかがわし) 富良野市 (ふらのし) 登別市 (のぼりべつし) 恵庭市 (えにわし) 伊達市 (だてし) 北広島市 (きたひろしまし)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
石狩市 (いしかりし) 北斗市 (ほくとし) 石狩郡当別町 (いしかりぐんとうべつちょう) 石狩郡新篠津村 (いしかりぐんしんしのつむら) 松前郡松前町 (まつまえぐんまつまえちょう) 松前郡福島町 (まつまえぐんふくしまちょう) 上磯郡知内町 (かみいそぐんしりうちちょう) 上磯郡木古内町 (かみいそぐんきこないちょう) 亀田郡七飯町 (かめだぐんななえちょう) 茅部郡鹿部町 (かやべぐんしかべちょう) 茅部郡森町 (かやべぐんもりまち) 二世郡八雲町 (ふたみぐんやくもちょう) 山越郡長万部町 (やまこしぐんおしやまんべち ょう) 檜山郡江差町 (ひやまぐんえさしちょう) 檜山郡上ノ国町 (ひやまぐんかみのくにちょう) 檜山郡厚沢部町 (ひやまぐんあつさぶちょう) 爾志郡乙部町 (にしぐんおとべちょう) 奥尻郡奥尻町 (おくしりぐんおくしりちょう) 瀬棚郡今金町 (せたなぐんいまかねちょう) 久遠郡せたな町 (くどうぐんせたなちょう) 島牧郡島牧村 (しままきぐんしままきむら)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
寿都郡寿都町 (すつぐんすつちよう) 寿都郡黒松内町 (すつぐんくろまつないちよう) 磯谷郡蘭越町 (いそやぐんらんこしちよう) 虻田郡二セコ町 (あぶたぐんにせこちよう) 虻田郡真狩村 (あぶたぐんまっかりむら) 虻田郡留寿都村 (あぶたぐんるすつむら) 虻田郡喜茂別町 (あぶたぐんきもべつちよう) 虻田郡京極町 (あぶたぐんきょうごくちよう) 虻田郡倶知安町 (あぶたぐんくつちやんちよう) 岩内郡共和町 (いわないぐんきょうわちよう) 岩内郡岩内町 (いわないぐんいわないちよう) 古宇郡泊村 (ふるうぐんとまりむら) 古宇郡神恵内村 (ふるうぐんかまえないむら) 積丹郡積丹町 (しゃこたんぐんしゃこたんちよ う) 古平郡古平町 (ふるびらぐんふるびらちよう) 余市郡仁木町 (よいちぐんにきちよう) 余市郡余市町 (よいちぐんよいちちよう) 余市郡赤井川村 (よいちぐんあかいがわむら) 空知郡南幌町 (そらちぐんなんぼろちよう) 空知郡奈井江町 (そらちぐんないえちよう) 空知郡上砂川町 (そらちぐんかみすながわちよう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
夕張郡由仁町 (ゆうぱりぐんゆにちょう) 夕張郡長沼町 (ゆうぱりぐんながぬまちょう) 夕張郡栗山町 (ゆうぱりぐんくりやまちょう) 樺戸郡月形町 (かばとぐんつきがたちょう) 樺戸郡浦臼町 (かばとぐんうらうすちょう) 樺戸郡新十津川町 (かばとぐんしんとつかわちょう) 雨竜郡妹背牛町 (うりゅうぐんもせうしちょう) 雨竜郡秩父別町 (うりゅうぐんちつぷべつちょう) 雨竜郡雨竜町 (うりゅうぐんうりゅうちょう) 雨竜郡北竜町 (うりゅうぐんほくりゅうちょう) 雨竜郡沼田町 (うりゅうぐんぬまたちょう) 上川郡鷹栖町 (かみかわぐんたかすちょう) 上川郡東神楽町 (かみかわぐんひがしかぐらちょう) 上川郡当麻町 (かみかわぐんとうまちょう) 上川郡比布町 (かみかわぐんびつぷちょう) 上川郡愛別町 (かみかわぐんあいべつちょう) 上川郡上川町 (かみかわぐんかみかわちょう) 上川郡東川町 (かみかわぐんひがしかわちょう) 上川郡美瑛町 (かみかわぐんびえいちょう) 空知郡上富良野町 (そらちぐんかみふらのちょう) 空知郡中富良野町 (そらちぐんなかふらのちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>空知郡南富良野町 (そらちぐんみなみふらのちょう)</p> <p>勇払郡占冠村 (ゆうふつぐんしむかつぶむら)</p> <p>上川郡和寒町 (かみかわぐんわっさむちょう)</p> <p>上川郡剣淵町 (かみかわぐんけんぶちちょう)</p> <p>上川郡下川町 (かみかわぐんしもかわちょう)</p> <p>中川郡美深町 (なかがわぐんびふかちょう)</p> <p>中川郡音威子府村 (なかがわぐんおといねつむら)</p> <p>中川郡中川町 (なかがわぐんなかがわちょう)</p> <p>雨竜郡幌加内町 (うりゅうぐんほろかないちょう)</p> <p>増毛郡増毛町 (ましけぐんましけちょう)</p> <p>留萌郡小平町 (るもいぐんおひらちょう)</p> <p>苫前郡苫前町 (とままえぐんとままえちょう)</p> <p>苫前郡羽幌町 (とままえぐんはぼろちょう)</p> <p>苫前郡初山別村 (とままえぐんしよさんべつむら)</p> <p>天塩郡遠別町 (てしおぐんえんべつちょう)</p> <p>天塩郡天塩町 (てしおぐんてしおちょう)</p> <p>宗谷郡猿払村 (そうやぐんさるふつむら)</p> <p>枝幸郡浜頓別町 (えさしぐんはまとんべつちょう)</p> <p>枝幸郡中頓別町 (えさしぐんなかとんべつちょう)</p> <p>枝幸郡枝幸町 (えさしぐんえさしちょう)</p> <p>天塩郡豊富町 (てしおぐんよとみちょう)</p>			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
礼文郡礼文町 (れぶんぐんれぶんちょう) 利尻郡利尻町 (りしりぐんりしりちょう) 利尻郡利尻富士町 (りしりぐんりしりふじちょう) 天塩郡幌延町 (てしおぐんほろのべちょう) 網走郡美幌町 (あばしりぐんびほろちょう) 網走郡津別町 (あばしりぐんつべつちょう) 斜里郡斜里町 (しゃりぐんしゃりちょう) 斜里郡清里町 (しゃりぐんきよさとちょう) 斜里郡小清水町 (しゃりぐんこしみずちょう) 常呂郡訓子府町 (ところぐんくねつぷちょう) 常呂郡置戸町 (ところぐんおけとちょう) 常呂郡佐呂間町 (ところぐんさろまちょう) 紋別郡遠軽町 (もんべつぐんえんがるちょう) 紋別郡湧別町 (もんべつぐんゆうべつちょう) 紋別郡滝上町 (もんべつぐんたきのうえちょう) 紋別郡興部町 (もんべつぐんおこっべちょう) 紋別郡西興部村 (もんべつぐんにしおこっべむら) 紋別郡雄武町 (もんべつぐんおうむちょう) 網走郡大空町 (あばしりぐんおおぞらちょう) 虻田郡豊浦町 (あぶたぐんとようらちょう) 有珠郡壮瞥町 (うすぐんそうべつちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白老郡白老町 (しろおいぐんしろおいちょう) 勇払郡厚真町 (ゆうふつぐんあつまちょう) 虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちょう) 勇払郡安平町 (ゆうふつぐんあびらちょう) 勇払郡むかわ町 (ゆうふつぐんむかわちょう) 沙流郡日高町 (さるぐんひだかちょう) 沙流郡平取町 (さるぐんびらとりちょう) 新冠郡新冠町 (にいかつぶぐんにいかつぶちょう) 浦河郡浦河町 (うらかわぐんうらかわちょう) 様似郡様似町 (さまにぐんさまにちょう) 幌泉郡えりも町 (ほろいずみぐんえりもちょう) 日高郡新ひだか町 (ひだかぐんしんひだかちょう) 河東郡音更町 (かとうぐんおとふけちょう) 河東郡土幌町 (かとうぐんしほろちょう) 河東郡上土幌町 (かとうぐんかみしほろちょう) 河東郡鹿追町 (かとうぐんしかおいちょう) 上川郡新得町 (かみかわぐんしんとくちょう) 上川郡清水町 (かみかわぐんしみずちょう) 河西郡芽室町 (かさいぐんめむろちょう) 河西郡中札内村 (かさいぐんなかさつないむら) 河西郡更別村 (かさいぐんさらべつむら)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町 (なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町 (なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんとよころちょう) 中川郡本別町 (なかがわぐんほんべつちょう) 足寄郡足寄町 (あしよるぐんあしよろちょう) 足寄郡陸別町 (あしよるぐんりくべつちょう) 十勝郡浦幌町 (とちちぐんうらほろちょう) 釧路郡釧路町 (くしろぐんくしろちょう) 厚岸郡厚岸町 (あつけしぐんあつけしちょう) 厚岸郡浜中町 (あつけしぐんはまなかちょう) 川上郡標茶町 (かわかみぐんしべちちちょう) 川上郡弟子屈町 (かわかみぐんてしかがちちょう) 阿寒郡鶴居村 (あかんぐんつるいむら) 白糠郡白糠町 (しらぬかぐんしらぬかちちょう) 野付郡別海町 (のつけぐんべつかいちちょう) 標津郡中標津町 (しべつぐんなかしべつちちょう) 標津郡標津町 (しべつぐんしべつちちょう) 目梨郡羅臼町 (めなしぐんらうすちちょう)			

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合
(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。